

## 第 1 章 総則

## (本規約の目的)

第 1 条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この Global Management One サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Global Management One サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約および第 2 条に定めるサービス仕様書(以下「本規約等」といいます。)を誠実に遵守するものとします。

## (本サービスの内容)

第 2 条 本サービスに係る料金その他の提供条件については、本規約に定めるほか、「GM1 共通サービス仕様書:Service Tier 1」(以下「共通サービス仕様書」といいます。)および「個別サービス仕様書」(以下、あわせて「サービス仕様書」といいます。)に規定するとおりとします。

2 本規約とサービス仕様書の内容に矛盾が生じた場合、本規約又はサービス仕様書に別の定めがない限り、本規約の定めを優先して適用します。

3 前項に定めるほか、当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本契約の一部を構成するものとします。

## (本規約の変更)

第 3 条 当社は本規約およびサービス仕様書を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約およびサービス仕様書によります。

## (本規約の公表)

第 4 条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

## (用語の定義)

第 5 条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 Global Management One サービス	契約者のIT機器等と当社の監視プラットフォームを通信接続して、遠隔で契約者のIT環境を一元的に運用管理するマネージドサービス
3 CI(Configuration Item)	本サービスにおいて監視及び管理の対象となる最小管理ユニット
4 対象CI	本サービスにおいて監視又は管理される一切のCI
5の1 ECL1.0	当社のエンタープライズクラウドサービス利用規約に規定するECL1.0
5の2 ECL2.0	当社のエンタープライズクラウドサービス利用規約に規定するECL2.0
6 Universal One網	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備

	並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
7 Universal Oneサービス	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、次に掲げるもの (1)Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2)契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス
8 本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
9 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
10 自営端末設備	本サービスを利用するために契約者が設置する端末設備
11 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、第7条に定める契約者の申込および第8条に定める当社の承諾により1の本サービスに係る契約を締結します。

### (本サービスの契約申込)

第7条 本サービスに係る契約の申込みをするときは、本規約等に同意の上、当社の指定する方法により申込みを行っていただきます。

### (本サービスの契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2)本サービスに係る契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3)本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4)申込みの内容に虚偽の記載がなされたとき。
- (5)その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

5 契約者は、料金表に定める1のメニュー(以下、「サービスメニュー」といいます)の申込みをするときは、本条の定めによるものとします。

(本サービスの提供開始)

第9条 当社は、本サービスの契約を開始する前に、あらかじめ本サービスに係る試験(当社が定めるものをいいます)を行います。当社がその試験に合格した時点で、当社は、契約者に対して完了通知書を交付します。

2 契約者は、前項に定める完了通知書を受領した日から 2 週間以内に、当社および契約者の間で合意され、かつサービス仕様書に定められた基準(以下「受入基準」といいます)に従って、本サービスについての受入試験(以下「本サービス受入試験」といいます)を行います。本サービス受入試験において何らかの欠陥又は受入基準に合格しない部分が発見された場合、契約者は、当該欠陥又は不合格の事実及びその詳細を当社に書面にて通知するものとします。

3 本サービス受入試験期間中に契約者から前2項に基づく書面による通知がなされた場合、当社は、その通知において指摘された欠陥又は不合格部分を、受入基準に従って10日間又は契約者および当社の間で書面にて合意された別の期間内に治癒するものとします。その欠陥又は不合格部分が治癒され、契約者により書面にて受諾された後は、その受諾日が本サービスの提供開始日となります。

4 本サービス受入試験期間終了後も契約者から前2項に基づく書面による通知がなされなかった場合、本サービスは契約者によって受諾されたものとみなし、本サービスの提供開始日は当社が前1項に基づく当社の完了通知書を交付した日とします。

(本サービスの契約内容の変更)

第10条 当社は、当社が定める方法により契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(本サービスの契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第11条 本サービスには、1の契約ごとに最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、当社と契約者との間で別段の合意がない限り、本サービスの提供を開始した日から起算して 12 か月間とします。

3 前項にかかわらず、料金表に規定する Managed Windows Server - on ECL1.0、Managed Linux - on ECL1.0、Managed Windows Server - on ECL2.0 及び Managed Linux - on ECL2.0 に係るサービスメニュー(以下、「特定 ECL メニュー」といいます。)には最低利用期間を適用しないものとします。但し、契約者が、特定 ECL メニュー及び他の ECL に係るサービスメニューの両方を利用する場合、その両方の利用が開始した日を起算日としてそのサービスメニュー及び特定 ECL メニューにそれぞれ最低利用期間を適用するものとします。

4 契約者が前3項に定める最低利用期間の満了前にそのサービスメニューを廃止した場合であって、そのサービスメニュー廃止日(書面によるサービスメニュー廃止の通知を当社が受領した日から 30 暦日が経過した日をいいます。以下、同じとします。)に他のサービスメニューの利用がない場合、次の算式に基づき算出された額を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

サービスメニュー廃止日を含む月(契約の解除があった日とその日を含む月の 15 日以前の場合は、料金月の前料金月の末日とします。)における本サービスに係る月額利用料金の合計額が料金表(第1表第3項(料金および工事費等の備考に係るものとします)に定める最低利用料金の額を

(1) 下回る場合

最低利用料金(料金表の第1表 料金額等の備考(3)(ア)に定めるものとします)×残余の期間(サービスメニュー廃止日を含む月の 15 日(暦日)から最低利用期間の満了日の間をいいます。)

(2) 上回る場合

サービスメニュー廃止日を含む月(契約の解除があった日とその日を含む月の 15 日以前の場合は、料金月の前料金月の末日とします。)における本サービスに係る月額利用料金の合計額×残余の期間

(契約の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第13条 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(権利義務の譲渡)

第14条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく、本契約に基づく契約者の権利又は義務を譲渡または担保に供してはならないものとします。

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第15条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするとき(サービスメニューを廃止しようとするときを含みます)は、そのことを契約解除日(サービスメニューを廃止する日を含みます)の 30 暦日前までに当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

2 前項に基づき本サービスに係る契約の解除があった場合は、これに係る全てのサービスメニューが廃止されるものとします。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約の解除をすることがあります。

(1)第18条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金の支払いがないとき。

(3)当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4)第8条(本サービスの契約申込の承諾)2項各号のいずれかに該当する申込であったことが判明したとき。

(5)法令等(外国法等を含みます。以下同じとします。)に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(6)その他、本規約に違反したとき。

2 当社は、前1項の規定により、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第3章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の設備の保守(計画メンテナンスを含みます)上又は工事上やむを得ないとき。

(2)天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3)本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(4)法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(5)第19条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(2)第10条(本サービスの契約内容の変更)、第33条(契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3)前2号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用の制限)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当社が必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

## 第4章 料金等

#### (料金)

第20条 本サービスの料金(以下、「利用料金」といいます。)及び本サービスの工事に関する費用(以下、「工事費」といいます。)は、料金表に定めるところによります。

#### (料金の支払義務)

第21条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の初日(本サービスの提供を開始した日とその日を含む月の15日以降の場合は、料金月の翌月の初日とします。)から起算して、契約の解除があった日を含む料金月(契約の解除があった日とその日を含む月の15日以前の場合は、料金月の前料金月の末日とします。)までの期間について、料金の支払いを要します。

2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

#### (工事費の支払義務)

第22条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾をうけたときは、料金表に規定する工事費

の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第23条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

## 第5章 データの取扱い

(データの取扱い)

第25条 当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(データの利用)

第26条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データの消去)

第27条 当社は、契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第18条(利用停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。

2 当社は、本サービスに係る契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。

3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

## 第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第28条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害を与えた場合は、その責任を生じさせた事象、作為又は不作為が最初に発生した日の前6ヶ月間に契約者から支払われた利用料金の総額(賠償の請求があった時点で契約期間が6ヶ月に満たない場合は、契約が開始してからの期間に契約者から支払われたサービスの利用料金の総額とします。)を限度として、契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとし、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた、逸

失利益については責任を負わないものとします

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第29条 当社は第28条(責任の制限)の場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(非保証)

第30条 当社は、本規約において別段の定めがない限り、契約者に対して次に掲げる事項を保証するものではありません。

- (1) 契約者の端末設備の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合すること
- (2) 契約者の期待通りの品質または効用を有すること
- (3) その作動が中断されないことまたはその作動に誤りがないこと
- (4) 本サービスの提供により契約者の端末設備またはこれに係るソフトウェアもしくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと

## 第7章 雑則

(本サービスの廃止)

第31条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害について、当社は一切の責任を負いません。

(承諾の限界)

第32条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第33条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

- (4)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (5)当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (6)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (7)契約者が日本国法により輸出または技術の提供を禁止されている者ではないこと
  - (8)本サービスを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造または使用のために利用しないこと
  - (9)日本国の輸出関連法規を遵守し、本サービス(本サービスに使用されている技術を含みます。以下、本号において同じとします。)または本サービスを利用して提供する契約者のサービスを監督官庁の許可なしに禁輸国又は貿易制裁国の企業、居住者、国民、取引禁止者若しくは取引禁止企業に対し利用させないこと。
  - (10)その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (11)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
  - 4 契約者は、本サービスに係るID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
  - 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
  - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (契約者に対する通知)

第34条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1)当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (2)契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3)その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

#### (当社の知的所有権)

第35条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示する物品(本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)及び著作人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。



- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2)複製・改変・編集等を行わないこと。
  - (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
  - (4)当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、本サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報取扱い)

- 第36条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下本条において「個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
- 2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
  - 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(管轄裁判所)

第37条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第38条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(第三者への委託)

第39条 契約者は、当社が本サービスを提供するに当たり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスに係る契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時(以下「UTC」といいます)を用いて計算します。
- 2 当社は、契約者が1の料金月において支払いを要する利用料金を、その月の15日00:00 UTC時点において稼働しているCIの数(当社が当社の監視プラットフォームを通じて確認した数)とします。以下「稼働CI数」といいます)に基づいて算出します。
- 3 当社は、本サービスに係る料金を日割しません。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

#### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金の支払方法)

- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金及び工事費を支払っていただきます。
- 7 契約者と当社の間で別段の合意がなされない限り、全ての見積、個別契約及び請求書についての見積、表示及び支払いは日本円によるものとします。

#### (料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (料金の相殺)

- 9 当社は、返還すべき料金又は工事費が発生した場合は、それ以後の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

#### (消費税相当額)

- 10 本規約により支払いを要するものと定められている料金又は工事費の額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額の合計と異なる場合があります。

(注)この料金表に規定する料金額は「税抜価格(税込価格)」として表記します。

#### (その他の租税公課等)

- 11 10に規定するほか、契約者は、本サービスに係る契約又は本サービスの利用に伴い、法令等に基づき租税公課又は手数料等を課されるときは、その租税公課又は手数料等の支払いを要します。

#### (料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。この場合、当社は、契約者にその旨を通知します。

(SLA)

13 当社は、本サービスについて共通サービス仕様書の「サービスレベル」に定める「標準 SLA」を適用します。

## 第1表 料金

### 1 適用

(1) 本サービスに係る料金は、1の契約ごとに定める利用料金および工事費等(以下に掲げる(ア)および(イ)の額を合算して得た額とします)を適用します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ア) 本サービスの提供開始に要する初期費用(CIを本サービスの監視対象として登録する工事に係る費用(工事費)等)

(イ) 毎月15日(暦日)時点での稼働CI数に、サービスメニュー毎に定められた月額利用料金を乗じたもの

### 2 料金および工事費等の額

#### (1) ECL1.0に係るもの

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000円 (12,960円)	12,000円 (12,960円)
Managed Linux - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000円 (12,960円)	12,000円 (12,960円)
Managed Oracle Basic - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	35,000円 (37,800円)	135,000円 (145,800円)
Managed Oracle Advanced - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	90,000円 (97,200円)	135,000円 (145,800円)
Managed Oracle Basic - RAC on ECL1.0	1のCI毎に	35,000円 (37,800円)	110,000円 (118,800円)
Managed Oracle Advanced - RAC on ECL1.0	1のCI毎に	110,000円 (118,800円)	110,000円 (118,800円)
Managed MS SQL Basic - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	35,000円 (37,800円)	135,000円 (145,800円)
Managed MS SQL Advanced - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	90,000円 (97,200円)	135,000円 (145,800円)
Managed MS SQL Basic - Database Cluster on ECL1.0	1のCI毎に	35,000円 (37,800円)	110,000円 (118,800円)
Managed MS SQL Advanced - Database Cluster on ECL1.0	1のCI毎に	110,000円 (118,800円)	110,000円 (118,800円)

#### (2) ECL2.0に係るもの

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000円 (12,960円)	12,000円 (12,960円)
Managed Linux - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000円 (12,960円)	12,000円 (12,960円)
Managed Oracle Basic - on ECL2.0	1のCI毎に	35,000円 (37,800円)	135,000円 (145,800円)

Managed Oracle Advanced – on ECL2.0	1のCI毎に	90,000円 (97,200円)	135,000円 (145,800円)
-------------------------------------	--------	----------------------	------------------------

(3) Universal One サービスに係るもの

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Access Router – with Universal One サービス	1のCI毎に	4,000円 (4,320円)	204,000円 (220,320円)
Managed Access Switch – with Universal One サービス	1のCI毎に	3,500円 (3,780円)	203,500円 (219,780円)
SPOC – Universal One サービス	1のCI毎に	3,000円 (3,240円)	3,000円 (3,240円)

3 料金および工事費等の備考

(1) 本サービス全体に係るもの

- (ア) 本サービス利用時に発生する通信費、電気代その他本サービスの利用に必要な費用については、契約者の負担とします。
- (イ) 契約者と当社とのコミュニケーションは日本語と英語で提供します。
- (ウ) 本サービスでは、共通サービス仕様書の「変更管理」に定める標準変更を実施するために手順書(以下、「変更管理手順書」といいます)を使用します。1つの変更管理作業につき変更管理手順書は1つとします。
- (エ) サービス開始日以降に、契約者の申出に基づき、共通サービス仕様書の「トランジション管理」に定める作業を当社が実施した場合、そのトランジション管理に係る対象、期間および金額を双方協議の上、契約者は本サービスに係る契約とは別にトランジション管理に係る契約を当社との間で締結するものとします。
- (オ) その他、料金算出の基になるCIの単位等については個別サービス仕様書の定めるところによります。
- (カ) 当社は、CIに障害が発生したと当社が認め、かつ契約者が希望したときは、共通サービス仕様書の定めに従い、そのCIに係る事業者へ連絡するものとします。但し、現地での作業及びそのCIの保守については、契約者が自己の責任において、その事業者と契約を締結するものとします。
- (キ) 契約者が指定する変更管理手順書を使用する場合であって、契約者の依頼に基づき当社が変更管理手順書を作成する場合は、その変更管理手順書に係る作成対象、作成数、期間および金額を双方協議の上、契約者は本サービスに係る契約とは別に変更管理手順書の作成に係る契約を当社との間で締結するものとします。
- (ク) その他の詳細条件等については、サービス仕様書の定めるところによります。

(2) ECL1.0 及び ECL2.0 に係るもの

- (ア) 本号に係るサービスメニューの1の契約における月額利用料金の合計額が1の料金月において48,000円(51,840円)に満たない場合、最低利用料金としてその月の月額利用料金は48,000円(51,840円)とします。
- (イ) 1の料金月において、共通サービス仕様書の「変更管理」に定める標準変更の対応数が、当社が指定する月間対応件数の上限を超過する場合、その超過した分につき1件から5件までは30,000円(32,400円)、以降、5件単位で30,000円(32,400円)を月額利用料金に累積額で加算します。
- (ウ) Managed Oracle 及び Managed SQL は、対象の Oracle または SQL ノードを構成する Managed Linux または Managed Windows Server を同時に申込む、または現に利用している場合に限り、契約者は申込ができるものとします。この場合、契約者は、Managed Linux または Managed Windows に係るサービスメニューのみの廃止を申込むことはできないものとします。

(3) Universal One サービスに係るもの

- (ア) 本号に係るサービスメニュー(以下、本号において「本サービスメニュー」といいます。)の対象 CI は、当社が Universal One サービス契約約款に基づき提供する Universal One サービス(日本国内に提供されるものに限ります)に係るものとします。
- (イ) 本サービスメニューの1の契約における月額利用料金の合計額が1の料金月において 100,000 円(108,000 円)に満たない場合、最低利用料金としてその月の月額利用料金は 100,000 円(108,000 円)とします。
- (ウ) Managed Access Router 及び Managed Access Switch については、個別仕様書に定める初期セットアップ作業が工事費に含まれています。
- (エ) 1の料金月において、共通サービス仕様書の「変更管理」に定める標準変更の対応数が、当社が指定する月間対応件数の上限を超過する場合、その超過した分につき、1件から5件までは 30,000 円(32,400 円)、以降、5件単位で 30,000 円(32,400 円)を月額利用料金に累積額で加算します。
- (オ) 契約者は、1の Managed Access Router 又は Managed Access Switch につき、少なくとも1の SPOC - Universal One (Universal One サービス契約約款に規定する Universal One ターミナル(以下、「Universal One ターミナル」といいます)を対象 CI として当社が提供するサービスメニューをいいます。以下、同じとします。)を利用するものとします。
- (カ) 契約者は、Managed Access Router 又は Managed Access Switch の利用を開始する場合、Universal One サービスに係るすべての電気通信回線(Universal One サービス契約約款に規定する1の代表契約毎とします。)の数分の SPOC - Universal One を利用するものとします。
- (キ) 本サービスメニューの契約において、対象 CI に Universal One ターミナルが含まれない場合は、Universal One サービスに係る電気通信回線およびその配下のネットワーク機器の故障受付は行いません。
- (ク) Managed Access Router または Managed Access Switch を利用する場合、当社と契約者で別段の合意がある場合を除き、最初に Managed Access Router または Managed Access Switch の利用を開始した日から起算して、1年の間に(最低利用期間満了前に当該サービスメニューを廃止した場合はそのサービス廃止日をもって)、当該サービスメニューに係る対象 CI 数が 30CI に達しているものとします。当該期間の満了日までに(最低利用期間満了前に当該サービスメニュー廃止をした場合はそのサービス廃止日をもって)その対象 CI 数が 30CI に満たない場合、200,000 円(216,000 円)に 30 を乗じて得た額から現に利用した対象 CI 数分の工事費を差し引いた額を当社が定める期日までに一括してお支払い頂きます。

附則（平成 27 年 6 月 9 日 MSサ第 500052 号）

（実施期日）

本規約は、平成 27 年 6 月 19 日から実施します。

附則（平成 27 年 8 月 20 日 MSサ第 500104 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 8 月 20 日から実施します。

附則（平成 27 年 9 月 4 日 MSサ第 500112 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 9 月 4 日から実施します。

附則（平成 28 年 3 月 1 日 MSサ第 500225 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

附則（平成 28 年 5 月 31 日 MSサ第 00043021 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 31 日から実施します。